鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会事務局組織規則(昭和27年鳥取県規則第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項 等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務局の課 <u>及び内部組織</u> の設置)	(事務局の課の設置)
第2条 鳥取県労働委員会事務局(以下「事務局」と	第2条 鳥取県労働委員会事務局(以下「事務局」と
いう。)に審査調整課 <u>を置き、課の事務を分掌させ</u>	いう。)に審査調整課を置く。
るため総務・調整担当、審査担当及び個別労使紛争	
<u>解決促進担当</u> を置く。	
(審査調整課の所掌事務)	(審査調整課の所掌事務)
第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとす	第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとす
ర ం	ప .
(1)~ (15) 略	(1)~ (15) 略
(16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争	(16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争
の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例	の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例
第6号 <u>。以下「条例」という。</u>)第4条第1項の	第6号)第4条第1項の規定によるあっせんに関
規定によるあっせんに関すること <u>(鳥取県個別労</u>	すること。
<u> </u>	
(平成14年鳥取県規則第14号)第2条の規定によ	
<u>るあっせん申請書(以下単に「あっせん申請書」</u>	
<u>という。)の受理に関する事務を除く。)</u> 。	
(17) 知事の権限に属する事務の補助執行として行	
う条例第3条の規定による労働関係に関する事項	
<u>についての相談及びあっせん申請書の受理に関す</u>	
<u>ること。</u>	
<u>(18)</u> 略	<u>(17)</u> 略
2 審査調整課の内部組織の所掌事務は、事務局が別	
<u>に定める。</u>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。